3）建設業法の電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴１）の認定又は６⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成26―29年度高松サンポート合同（南館）電気設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成26年11月４日

防衛省装備施設本部長　山内　正和

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴　建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第１の上欄に掲げる28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　地質調査

③　コンサルタント

ア　土木

イ　建築

ウ　電気

エ　機械

オ　通信

カ　環境等

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査にあっては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又はインターネットの使用による申請を受け付ける。

①　郵送による場合は、平成26年12月１日から平成27年１月30日（当日必着）までの間に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）を管轄する別記１に掲げる受付機関に郵送するものとする。

②　インターネットの使用による建設工事の申請者の場合は、平成26年12月１日から平成27年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

③　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者の場合は、平成26年12月１日から平成27年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑸に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の競争参加資格の審査にあっては、平成27年４月１日以降随時に、申請者の本店所在地を管轄する別記１に掲げる受付機関において郵送による申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　郵送による者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/touroku/2728touroku.html

⑵　インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成26年11月４日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑶　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴③に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成26年11月４日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、上記２⑴③に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑷②の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）のウからカまでに掲げる書類を添付し下記の送付先に郵送するものとする。

送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク（測量・建設コンサルタント等業務）

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―９―13東福第一ビル２階　九州地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話092―409―4370

⑷　申請書の提出方法　申請者は、郵送により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる①又は②の書類を添付し、「資格審査結果通知書」を送付するための商号又は名称及びその所在地を表記している郵便切手を貼付した定形用封筒を郵送により提出すること。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、⑵のダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑵により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の①ウに掲げる書類、①エのただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類をインターネット一元受付ヘルプデスク（建設工事）、052―725―7672へファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。